

## 里庄町求人情報発信支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 町内事業所の人材の確保及び若者の定住を図るため、新規学卒者、中途採用者を問わず、正規労働者の採用に積極的に取り組む町内事業者が、求人に関する情報発信を行うために、就職情報サイト等へ掲載する場合又は就職イベント等へ出展する場合に要する経費に対し、里庄町補助金等交付規則(平成20年里庄町規則第6号。以下「規則」という。)及びこの告示により補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就職情報サイト等 学生又は一般求職者を対象とした就職情報の提供及び事業所の人材確保等を目的として開設されたサイト、求人情報誌及び折り込みチラシをいう。
- (2) 就職イベント等 就職に関して町内外で開催される複数の事業者が参加する合同企業説明会及び合同面接会等をいう。

### (補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業者は、町内に事務所又は事業所を有する者で次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者
- (2) 同項第3号に規定する中小企業者と同規模の医療法人、学校法人又は社会福祉法人で、町内に事務所又は事業所を有する者
- (3) その他町長が認める者

### (欠格事項)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象事業者となることができない。

- (1) 町税等を滞納している者
- (2) 暴力団員等(里庄町暴力団排除条例(平成23年里庄町条例第9号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者
- (3) 暴力団(里庄町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団等の統制下にある者
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者

### (補助対象事業)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、町内事業所への採用を前提とし、次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、一事業者当たりの申請可能な補助事業は、同一年度につき次に掲げる事業のうち一事業とする。

- (1) 就職情報サイト等掲載支援事業
- (2) 就職イベント等出展支援事業

### (補助金の額)

第6条 本補助金の額及び対象経費は、別表1のとおりとする。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助事業実施日より前に、求人情報発信支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、交付又は不交付の決定を行い、交付申請者に対し、求人情報発信支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 交付申請者は、前条の規定による交付決定の内容に不服又は諸般の事情により、補助金の交付申請又は交付決定を取り下げようとするときは、速やかに求人情報発信支援事業補助金辞退届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第10条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象経費の総額の3分の1に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増を伴わない変更  
(補助事業の変更)

第11条 第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助交付決定者」という。）が補助事業を変更する場合は、求人情報発信支援事業変更申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、求人情報発信支援事業変更承認書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに求人情報発信支援事業補助金実績報告書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の実績報告があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の額を確定し、速やかに求人情報発信支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(交付請求)

第14条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、求人情報発信支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 町長は、補助交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申告若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この告示で付した条件に違反したとき。
- (3) 前各号に規定するもののほか、町長が相当と認める事由があると判断したとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助交付決定者に

対し、求人情報発信支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知する。

（補助金の返還）

第16条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、補助交付決定者に対し、求人情報発信支援事業補助金返還命令書（様式第10号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助金の効果調査）

第17条 町長は、第13条の規定により補助金を交付した事業者に対し、事業効果の調査等を行うことができるものとする。

（その他）

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

補助事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
就職情報サイト等 掲載支援事業	就職・転職情報サイト等に求 人情報を掲載する経費	1 / 2	1 0 万円
就職イベント等 出展支援事業	町内外で開催される就職イベ ント等への出展料、展示装飾 品、旅費、運搬費、備品使用料、 その他町長が特に必要と認め る経費 ※旅費については、出展等担 当者 1 名分とし、最も経済的 な通常の経路及び方法により 計算するものとする。	1 / 2	1 0 万円